

令和 年度 技術士第二次試験答案用紙

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

1 . 背景

都市機能の集約を図る都市機能誘導区域の主要部は、高齢者を含む来訪者が安心して快適に移動できる空間であることが必要である。しかし医療施設や商業施設等の集積に伴い、自動車流入の集中し、多数の高齢者、買い物客等の往来が予想され、駐車場へ向かう自動車と歩行者との交錯による事故発生リスクが生じる。そのため、歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上を図ることが求められていた。①

① 記述内容に指摘はないのですが、文章全体のバランスが悪いです。背景はもっと端的に述べ、概要に厚みを持たせると良いでしょう。

2 . 概要

立地適正化計画の都市機能誘導区域内に駐車場配置適正化区域を設定し、路外駐車場の配置の適正化と附置義務駐車施設の集約化を図る。②

② 区域の説明をするのではありませんか。「都市再生特別措置法に基づく駐車場の配置適正化に関する手引き」には、次のように定義されていますので、適切に要約すると良いでしょう。この概要を踏まえ、背景も再構築し内容の重複を避けましょう。

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

ア 駐車場配置適正化区域の定義

駐車場配置適正化区域とは、都市機能誘導区域内であって、医療施設、福祉施設、商業施設等の誘導・集積に伴い、自動車の流入が増加し、高齢者や買い物客等の往来の増加が予測され、駐車場へ向かう自動車と歩行者との交錯を生じる恐れが高いエリアとして、立地適正化計画に設定する区域となります。駐車場配置適正化区域は、都市機能誘導区域内であれば設定可能です。ただし、附置義務駐車施設を集約するためには、駐車場法第20条に基づく附置義務条例が定められる必要があり、附置義務条例は以下の地区・地域に限って定めることができることに留意する必要があります。

3 . 特 徴 メ リ ッ ト

(1) 路 外 駐 車 場 配 置 の 制 限

都市機能誘導区域内で路外駐車場が多くなると、歩行者の移動上の利便性や安全が低下する。そのため、歩行者の回遊動線を阻害する場所に駐車場の出入口を設置しないことや、道路から個々の駐車マスへの直接の出入庫ができないう出入口の集約を行うこと等を定めることができる。

(2) 集 約 駐 車 施 設 の 位 置 ・ 規 模 の 設 定

各建築物の敷地内への駐車施設の附置義務に代えて、集約駐車施設への附置義務とする条例の制定が可能である。 ③ 以上

③ 特徴・メリットというより、駐車場の適正配置手法が述べられているように見えます。題意に沿った解答が望まれます。同手引きには、駐車場の配置適正化を推進することの意義が、以下のようによまとめられていますので、参考しながら再検討した方が良いでしょう。

令和 年度 技術士第二次試験答案用紙

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

- ・歩行者交通が集中する区域の周辺に、集約駐車施設を配置することにより、区域内における歩行者と自動車の輻輳の軽減を図ることが可能となります。
- ・駐車場の出入口による歩道の分断箇所の減少により、安全・快適な歩行環境の創出が可能となります。
- ・自動車交通の減少により、バス等の公共交通機関の運行の円滑化が図られます。
- ・連続する街並みの形成及び土地の有効利用が図られます。

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

1 . 背景																																																																																																												
都	市	機	能	誘	導	区	域	の	主	要	部	は	、	高	齢	者	を	含	む	来	訪	者	が	安	心	し	て	快	適	に	移	動	で	き	る	空	間	形	成	が	必	要	で	あ	る	。																																																														
し	か	し	医	療	施	設	・	商	業	施	設	等	の	集	積	に	伴	い	、	流	入	交	通	量	の	増	加	や	、	多	数	の	来	街	者	が	予	想	さ	れ	る	。	そ	の	た	め	自	動	車	と	歩	行	者	と	の	交	錯	に	よ	る	事	故	発	生	リ	ス	ク	へ	の	対	応	が	求	め	ら	れ	て	い	た	。																												
2 . 概要																																																																																																												
駐	車	場	配	置	適	正	化	区	域	は	、	立	地	適	正	化	計	画	内	の	医	療	・	福	祉	・	商	業	設	の	誘	導	・	集	積	を	図	る	区	域	に	、	路	外	駐	車	場	の	配	置	適	正	化	と	附	置	義	務	の	駐	車	施	設	の	集	約	化	を	図	り	、	駐	車	場	へ	向	か	う	自	動	車	と	歩	行	者	の	交	差	を	少	な	く	す	る	こ	と	を	目	的	と	し	た	区	域	で	あ	る	。
3 . 特徴 メリット																																																																																																												
都	市	の	機	能	を	集	約	し	、	歩	行	者	と	車	両	の	輻	輳	が	見	込	ま	れ	る	区	域	で	、	駐	車	場	を	適	正	に	配	置	し	、	集	約	さ	れ	た	都	市	中	心	部	へ	の	交	通	量	を	低	減	で	き	る	の	が	特	徴	で	あ	り	、	以	下	の	メ	リ	ッ	ト	が	あ	る	。																													
(1)	駐	車	場	の	出	入	口	に	よ	る	歩	道	の	分	断	箇	所	の	減	少	に	よ	り	、	安	全	・	快	適	な	歩	行	環	境	の	創	出	が	可	能	と	な	る	。																																																														
(2)	都	市	中	心	部	の	自	動	車	交	通	の	減	少	に	よ	り	、	バ	ス	等	の	公	共	交	通	機	関	の	運	行	の	円	滑	化	が	図	ら	れ	る	。																																																																	
(3)	連	続	す	る	街	並	み	の	形	成	及	び	土	地	の	有	効	利	用	が	図	ら	れ	る	。																																																																																	
																							以	上																																																																																				